

2020.4.17 施行

2020.10.1 改定

2021.4.13 改定

遺伝子実験施設利用における新型コロナウイルス感染予防策について (2021. 4. 13)

遺伝子実験施設利用者の皆様

遺伝子実験施設は、医療関係者を含む多くの皆様が入り交わられる関係上、感染防止については徹底した対応が求められております。このため、「遺伝子実験施設利用における新型コロナウイルス感染予防策について」を策定し、皆様に順守をお願いしております。

現在も感染拡大が収束したとは言えない状況にあり、本学の指針からも行動制限が求められております。そこで、以下の通り「遺伝子実験施設利用における新型コロナウイルス感染予防策（2021. 4. 13 改定版）」を定め、本学における全ての行動制限が解除されるまで、同様の措置を継続することといたします。

利用者の皆様には、感染拡大を防ぎ互いの安全を守るため、本感染予防策にお示しした具体的な予防行動を継続して頂きますようお願い申し上げます。

「遺伝子実験施設利用における新型コロナウイルス感染予防策（2021. 4. 13 改定版）」

- 1) 本予防策中、「遺伝子実験施設」とは地域イノベーション研究開発拠点B棟およびC棟の遺伝子実験施設が管理する領域を指し、「利用者」とは、遺伝子実験施設に利用者登録するとともに「三重大学における学生の参加の無い研究活動実施許可申請」あるいは「三重大学における教育・研究活動への学生参加制限に対する例外許可申請」により許可を受けた教職員・学生、地域イノベーション研究開発拠点が勤務場所である教職員及び遺伝子実験施設統括責任者の許可を得た者とする。
- 2) 利用者以外が遺伝子実験施設に立ち入ることを禁止する。
- 3) 利用者は、本学が定めた『新型コロナウイルス感染症防止のための行動規範』及び『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針』を順守すること。
- 4) 利用者は、「体調・行動履歴」を毎日記録する等、各部局・組織で定められた感染防止策を徹底すること。
- 5) 遺伝子実験施設に立ち入る際には、手指消毒剤による手指衛生を徹底すること。
- 6) 遺伝子実験施設内においては、常時マスクを着用すること。
- 7) 2週間以内に遺伝子実験施設に立ち入った利用者から感染者が出た場合には、直ちに施設統括責任者 (issei@gene.mie-u.ac.jp; 内線 9074) にその旨および当該者の遺伝子実験施設における行動履歴・行動範囲を報告すること。
- 8) 以上の措置は本学における全ての行動制限が解除されるまでの間適用するものとし、変更がある場合は遺伝子実験施設統括責任者より遅滞なく利用者に連絡する。

以上

遺伝子実験施設統括責任者